

事務事業名 介護給付等事業

出力日：令和05年04月27日

キーコード：1210

施策：	11	障がい者福祉の充実	財務コード	01030105-03-00
基本事業：	01	自立生活の支援	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	日常生活の自立に向けた障がい者支援サービスの延べ利用者数 施設入所・入院から在宅生活へ移行した障がい者数（計画期間内累計） 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数		担当課	生活福祉課
			担当係	障がい者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分			実施計画	
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
障がい福祉サービスを受けようとする障がい者等（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び政令で定める難病である者）			<p>&lt; 給付の内容 &gt;                  居宅介護、短期入所、施設入所支援等の介護給付費                  自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付費                  児童発達支援、放課後等デイサービス等の児童通所給付費</p> <p>&lt; 給付の手続き &gt;                  障がい者等又は保護者から市への申請。                  障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、審査会の審査判定に基づき障害支援区分の認定。                  障がい者等のサービス利用意向を聴取し、支給決定を行う。                  障がい者等が障がい福祉サービスを利用した場合、市はその費用の9割を支給する（1割については利用者の負担。利用者が負担することとなる額については所得額に応じて上限を設ける。）。</p>						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			障がい者等に必要障がい福祉サービスに係る給付を行い、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような状態にする。						
障がい者等に必要障がい福祉サービスに係る給付を行い、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような状態にする。									
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	02年度 実績	03年度 実績	04年度 当初	05年度 要求	06年度 計画	07年度 計画	目標
障害者及び障害児のうち介護給付費・訓練等給付費の支給を受けた者の割合		%	15.14	15.41	14.5	14.5			14.5
5. コスト									
事業費		計	千円	2,527,005	2,858,130	3,135,856	3,508,357		
		国	千円	1,261,448	1,427,790	1,566,437	1,752,665		
		県	千円	630,724	713,895	783,218	876,333		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
		一般	千円	634,833	716,445	786,201	879,359		
正職員人工数		人工	2	2	2				
正職員人件費		千円	16,058	15,842	15,456				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	2,543,063	2,873,972	3,151,312	3,508,357			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている	障がい者等のうち給付費の支給を受けた者の割合が0.27%増加している。障がい者等が地域で生活していく上で必要不可欠な事業であり成果は上がっている。								
どちらかといえばあがっている									
あがっていない（停滞・低下）									
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	増加	類似事業	なし						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）			改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了		
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）									
障がい保健福祉施策は、平成15年度から導入された支援費制度により運用がなされたが、様々な弊害を含んでいたため、平成17年に障害者自立支援法が制定された。その後様々な改正を踏まえつつ平成25年に障害者総合支援法に移行している。			備考・特記事項 or 進行管理欄						